

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		消防同意に伴う行政指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		消防法
条 項		第 7 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項
所 管 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話 : 048-833-7562)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	消防用設備等に関する審査基準
備 考		